

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定による災害危険区域、法第52条第5項の規定による地盤面等及び法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の制限に係る区域等の指定並びに法第39条第2項、法第40条（法第88条第1項において準用する場合を含む。）及び法第43条第3項の規定による建築物等の制限並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4第2項の規定による道に関する基準等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び令で使用する用語の例による。

第2章 災害危険区域等における建築物及び大規模建築物等の敷地

(災害危険区域の指定)

第3条 法第39条第1項の規定による災害危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により神奈川県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により神奈川県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（第5条において「土砂災害特別警戒区域」という。）を除く。）で、市長が定める区域とする。

(災害危険区域内の建築物)

第4条 災害危険区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、次条の規定によるほか、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造その他これに類する構造とし、かつ、当該居室は、がけ（こう配が30度を超える傾斜地をいう。以下次条において同じ。）に直接面していないものでなければならない。ただし、がけ崩れによる被害を受けるおそれのない場合においては、この限りでない。

(がけ付近の建築物)

第5条 高さ3メートルを超えるがけの下端から水平距離が、がけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合（土砂災害特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合を除く。）においては、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当

する部分については、この限りでない。

(1) がけの形状又は土質により安全上支障がない部分

(2) がけの上部の盛土の部分で、高さが1メートル以下、斜面のこう配が30度以下であり、かつ、その斜面を芝その他これに類するもので覆ったもの

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) がけの上に建築物を建築する場合において、当該建築物の基礎の応力が、がけに影響を及ぼさないとき。

(2) がけの下に建築物を建築する場合において、当該建築物の構造耐力上主要な部分（がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造とし、又はがけと当該建築物との間に鉄筋コンクリート造の流土止を設けたとき。

3 高さ3メートルを超えるがけの上にある建築物の敷地には、がけの上部に沿って排水溝を設ける等、がけへの流水又は浸水を防止するための適当な措置を講じなければならない。

（大規模建築物等の敷地と道路との関係）

第6条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、幅員6メートル以上の道路に接し、かつ、その道路に接する長さは6メートル以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

(1) 道路に敷地の外周の長さの7分の1以上が接し、かつ、その接する部分に沿って道路と一体となる公共の用に供する空地を設け、当該空地と当該道路との幅員の合計が6メートル以上となる場合

(2) 2以上の道路に敷地の外周の長さの3分の1以上が接し、それらの道路の幅員の和が9メートル以上の場合

2 地階を除く階数が3以上の建築物の敷地は、道路（法第43条第2項各号の規定により国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、市長が認定又は許可したものにあつては、当該認定又は許可に係る当該基準に定める空地、道又は通路を含む。第8条において同じ。）に4メートル以上接しなければならない。ただし、市長が敷地の形状又は建築物の規模、構造及び設備により安全上支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。

3 前2項の規定は、建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、市長が安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。

第2章の2 地盤面等

(地盤面等)

第6条の2 法第52条第5項の規定により定める適用区域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び用途地域の指定のない区域とする。

2 法第52条第5項の規定により定める地盤面は、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その接する位置のうち最も低い位置からの高さ3メートル以内の平均の高さにおける水平面とする。

3 前項の規定は、共同住宅、長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する建築物に適用する。

4 建築物が第1項の適用区域の内外にわたる場合においては、その全部が同項の適用区域内にあるものとみなして、前2項の規定を適用する。

5 住戸及び住室の増加を伴わない増築をする場合で、市長が周辺の住環境を害するおそれがないと認めて許可したときは、第2項及び第3項の規定は、適用しない。

第3章 日影による中高層の建築物の制限に係る区域等の指定

(区域等の指定)

第7条 法第56条の2第1項の規定により、条例で指定する区域は、次の表の(い)欄の各項に掲げる区域(以下「指定区域」という。)とし、法別表第4(ろ)欄の4の項について条例で指定する同項イ又はロは、次の表の(ろ)欄の8の項から11の項までに掲げるものとし、法別表第4(は)欄の2の項及び3の項について条例で指定する平均地盤面からの高さは、次の表の(は)欄の2の項から7の項までに掲げるものとし、指定区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから条例で指定する号は、次の表の(に)欄の各項に掲げる号とする。

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	区域	法別表第4(ろ)欄の4の項のイ又はロ	平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号
1	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域の区域			(一)
2	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高		4メートル	(一)

	層住居専用地域で東京急行電鉄東横線以西に存する区域			
3	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域で東京急行電鉄東横線以東に存する区域		4メートル	(二)
4	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で東京急行電鉄東横線以西に存する区域		4メートル	(一)
5	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で東京急行電鉄東横線以東に存する区域		4メートル	(二)
6	近隣商業地域で都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第3項第2号イの規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域		4メートル	(二)
7	準工業地域の区域		4メートル	(二)
8	用途地域（都市計画法第8条第1項第1号にイ規定する用途地域をいう。以下同じ。）の指定のない区域で法第52条第1項第8号の規定により建築物の容積率が10分の5と定められた区域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域を除く。）又は同号の規定により建築物の容積率が10分の8若しくは10分の10と定められた区域			(一)
9	用途地域の指定のない区域で法第52条第1項第8号の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域のうち東京急行電鉄東横線以西に存する区域（都市計画施設（都市計画法第4条第6項に規定する都市	ロ		(二)

	計画施設をいう。以下同じ。)のうち同法第11条第1項第3号に掲げる施設(下水道にあっては、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場の部分に限る。以下同じ。)の区域を除く。)			
10	用途地域の指定のない区域で法第52条第1項第8号の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域のうち東京急行電鉄東横線以西に存する都市計画施設(都市計画法第11条第1項第3号に掲げる施設に限る。)の区域	ロ		(三)
11	用途地域の指定のない区域で法第52条第1項第8号の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域のうち東京急行電鉄東横線以东に存する区域(公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第2項の規定によるしゅん功認可の告示のあった埋立地の区域を除く。)又は同号の規定により建築物の容積率が10分の40と定められた区域	ロ		(三)

第3章の2 道に関する基準等

(道に関する基準等)

第7条の2 令第144条の4第2項の規定により定める基準の適用区域は、川崎市全域とする。

2 令第144条の4第2項の規定により定める同条第1項各号に掲げる基準と異なる基準は、次に掲げるものとする。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

(1) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が90度以下の場合に限る。)は、角地の隅角をはさむ2辺の長さが等しく、他の1辺の長さが2.83メートル以上となる二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。

(2) 令第144条の4第1項第5号の規定により設ける施設の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結したものであること。

(3) 道は、アスファルト簡易舗装その他これと同等以上の耐久性を有する構造とし、縦断勾(こう)配が9パーセントを超える部分は、滑り止めの措置を講じたものであること。

第4章 特殊建築物

第1節 通則

(建築物の敷地と道路との関係)

第8条 学校、体育館、病院、診療所（患者の入院施設があるものに限る。以下この節、次節及び第5節において同じ。）、物品販売業を営む店舗、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、簡易宿所、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、共同住宅、寄宿舍、下宿、長屋又は児童福祉施設等（令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。）が200平方メートルを超えるものの敷地は、道路に次の表に掲げる数値以上接しなければならない。ただし、建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、市長が安全上支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。

その用途に供する部分の床面積の合計	敷地が道路に接する長さ
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	3メートル
300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	4メートル
600平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	5メートル

(敷地内の通路)

第9条 避難階以外の階を学校、体育館、病院、診療所、公衆浴場、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の敷地内には、その用途に供する部分より地上に通ずる屋外階段から、道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員1.5メートル（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあつては、幅員90センチメートル）以上の通路を設けなければならない。

(火を使用する場所の制限)

第10条 病院、診療所、マーケット、待合、料理店、飲食店、ホテル、旅館、簡易宿所、共同住宅、寄宿舍、下宿、長屋又は児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）の用途

に供する木造建築物等（法第23条に規定する木造建築物等をいう。以下同じ。）（耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物を除く。）にあつては、火を使用する炊事場、火たき場等は階段の直下に設けてはならない。ただし、その炊事場、火たき場等の壁及び天井の室内に面する部分並びにその階段の下面の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったものについては、この限りでない。

第2節 削除

第11条から第17条まで 削除

第3節 学校

（教室等の設置の禁止）

第18条 小学校又は義務教育学校の用途に供する建築物にあつてはその5階以上の階に、特別支援学校の用途に供する建築物にあつてはその4階以上の階に教室その他児童又は生徒が使用する居室（義務教育学校にあつては、前期課程の児童が使用する教室又は居室に限る。）を設けてはならない。ただし、小学校又は義務教育学校にあつては市長がその規模、構造若しくは配置又は周囲の状況により安全上及び防火上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

（教室等の出口）

第19条 前条に規定する学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。以下同じ。）、幼稚園又は幼保連携型認定こども園の用途に供する木造建築物等（耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物を除く。）の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が30平方メートルを超えるものにあつては、廊下、階段、広間の類、屋外等に直接通ずる2以上の出口を設けなければならない。

（校舎と隣地境界線との距離）

第20条 第18条に規定する学校、中学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又はその他の学校（教室の床面積の合計が300平方メートルを超えるものに限る。）の用途に供する木造建築物等（耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物を除く。）にあつては、その主要な建築物の外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、市長が周囲の状況又はその規模、構造若しくは配置により避難上及び防火上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

第4節 共同住宅、寄宿舍、下宿、児童福祉施設等及び長屋

（主要な屋外への出口）

第21条 共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋（以下この条において「共同住宅等」という。）の用途

に供する建築物の避難階における主要な屋外への出口（屋外階段を含む。以下この節において「出口等」という。）は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がない場合は、この限りでない。

(1) 出口等の前面に道路に避難上有効に通ずる敷地内の通路で、その通路に面して出口等を有する共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める幅員以上のものを設けた場合

共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計	幅員
200平方メートル以内のもの	1.5メートル（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル）
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	2.0メートル
300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	2.5メートル
600平方メートルを超えるもの	3.0メートル

(2) 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（令第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。）で、出口等の前面に道路に避難上有効に通ずる幅員1.5メートル以上の敷地内の通路を設けた場合

(3) 出口等の周囲に公園、広場その他の空地がある場合
（出口等の前面空地）

第22条 共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の出口等は、当該出口等を使用するその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える建築物においては、道路境界線（車道と歩道とが区分されている場合にあつては、その車道と歩道との境界線を道路境界線とみなす。以下この条において同じ。）から1メートル以上後退して設けなければならない。ただし、出口等から道路境界線に至る歩行距離が、1メートル以上確保できる空地を設けた場合においては、この限りでない。

（設置の禁止）

第23条 共同住宅、寄宿舎、下宿、児童福祉施設等又は長屋の用途に供する部分で、その床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、当該各号に掲げ

る建築物の部分の主要構造部が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場若しくはマーケットの用途に供する建築物又は法別表第2(と)項第4号に掲げる建築物

(2) 公会堂、集会場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は倉庫(金属、ガラスその他これらに類する不燃物を貯蔵するものを除く。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
(外壁及び軒裏の構造)

第24条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物で、階数が2以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

(寄宿舍等の廊下の幅)

第25条 寄宿舍、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、その居室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における共用の廊下の幅は、その両側に居室がある場合は1.6メートル以上、その他の場合は1.2メートル以上としなければならない。

(階段の幅)

第26条 共同住宅、寄宿舍、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物を除く。)の避難階以外の階で、その用途に供する居室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における共用の廊下から避難階又は地上に通ずる階段は、その1以上を幅90センチメートル(屋外に設けるものにあつては幅75センチメートル)以上としなければならない。

2 建築物が開口部のない準耐火構造の床又は壁で区画されている場合における前項の規定の適用については、その区画された部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

(居室の規模等)

第27条 共同住宅の各住戸の居室のうち1以上又は寄宿舍の寝室若しくは下宿の宿泊室の床面積は7平方メートル以上としなければならない。ただし、寄宿舍の寝室又は下宿の宿泊室の1人専用のものにあつては、その床面積を5平方メートル以上とすることができる。

2 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物においては、居住又は就寝のための棚状部分(以下「棚状寝所」という。)を設けてはならない。ただし、1人専用の区画され避難上支障がないものについては、この限りでない。

(長屋の構造)

第28条 長屋の用途に供する建築物で、階数が2以上あり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

2 長屋の各戸は、2面以上の外壁にそれぞれ外気に接する開口部を設けなければならない。

第5節 ホテル、旅館、簡易宿所、病院及び診療所

(設置の禁止)

第29条 ホテル、旅館、簡易宿所、病院又は診療所（以下この節において「ホテル等」という。）の用途に供する部分で、その床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、当該各号に掲げる建築物の部分の主要構造部が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場若しくはマーケットの用途に供する建築物又は法別表第2

(と) 項第4号に掲げる建築物

(2) 公会堂、集会場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は倉庫（金属、ガラスその他これらに類する不燃物を貯蔵するものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

(構造)

第30条 ホテル等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートル以上のもは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（令第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。）としなければならない。

2 3階以上の階を簡易宿所の用途に供する建築物は、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（令第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。）としなければならない。ただし、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの（令第110条の5に定める基準に適合する警報設備を設けたものに限る。）については、この限りでない。

3 前項ただし書に該当する建築物の堅(たて)穴部分については、令第112条第13項から第15項までの規定を準用する。

4 ホテル等の用途に供する建築物で、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造

としなければならない。

- 5 建築物の一部が前項に該当する場合においては、その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。
- 6 建築物の一部が第1項又は第2項に該当する場合においては、令第112条第18項の規定を準用する。
- 7 第1項、第2項又は第3項（同項において準用する令第112条第13項に係る部分に限る。）に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

（廊下及び階段）

第31条 ホテル、旅館若しくは簡易宿所の宿泊室又は診療所の病室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における客用又は患者用（以下この条において「客用等」という。）の廊下の幅は、その両側に居室がある場合は、1.6メートル以上、その他の場合は、1.2メートル以上としなければならない。ただし、1の居室（付室を含むものとし、その床面積の合計が30平方メートルを超えるものを除く。）又は浴室、便所その他これらに類するものの専用のものについては、この限りでない。

- 2 前項の客用等の廊下又は病院の廊下（病室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における患者用のものに限る。）から避難階又は地上に通ずる直通階段は、その1以上を幅1.2メートル（屋外に設けるものにあつては、幅90センチメートル）以上としなければならない。
- 3 簡易宿所の用途に供する建築物の避難階以外の階（以下この項において「特定階」という。）で、その階における宿泊室の床面積の合計が100平方メートル（主要構造部が準耐火構造である場合（特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られている場合は、200平方メートル）を超えるものにあつては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。ただし、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の特定階（階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）と当該階段の部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第15項の国土交通大臣が定める建築物の特定階に限る。）については、この限りでない。

4 前項の規定による直通階段で屋外に設けるものは、木造（準耐火構造のうち有効な防腐措置を講じたものを除く。）としてはならない。

（棚状寝所を有するホテル、旅館及び簡易宿所の構造）

第32条 ホテル、旅館及び簡易宿所の用途に供する建築物において棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（令第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。）としなければならない。

2 ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する木造建築物等においては、2階に床面積の合計が75平方メートルを超える棚状寝所を有する宿泊室を設けてはならない。

3 第1項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分（棚状寝所を有する宿泊室を有しないものに限る。）は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

（棚状寝所の宿泊室）

第33条 棚状寝所を有する宿泊室の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- （1） 居住又は就寝のための場所は、2段以下とすること。
- （2） 宿泊室には、当該宿泊室の床面積の10分の3以上の床面積を有する室内の通路を設けること。
- （3） 室内の通路は、幅75センチメートル以上で廊下又は廊下への出口（屋外階段を含む。）に通じさせること。
- （4） 棚状部分の奥行は、室内の通路から3メートル以下とすること。

第6節 百貨店、物品販売業を営む店舗及びマーケット

（敷地と道路との関係）

第34条 百貨店、物品販売業を営む店舗又はマーケット（以下この節において「百貨店等」という。）の用途に供する建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じ、敷地の外周の長さの7分の1以上が、次の表に掲げる幅員の道路に接しなければならない。

百貨店等の用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	6メートル以上
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	8メートル以上

3,000平方メートルを超えるもの	11メートル以上
-------------------	----------

2 前項の規定にかかわらず、百貨店等の用途に供する建築物の敷地の外周の長さの3分の1以上が2以上の道路に接し、かつ、その建築物の客用の屋外への出口がそれぞれの道路に面している場合における当該道路の幅員は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じ、次の表によることができる。

百貨店等の用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員	
	1の道路	他の道路
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	5メートル以上	4メートル以上
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	6メートル以上	5メートル以上
3,000平方メートルを超えるもの	8メートル以上	6メートル以上

3 前2項の規定は、建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、市長が安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。

(屋外への出口等)

第35条 百貨店等(その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるものに限る。次条第1項において同じ。)の用途に供する建築物の避難階に設ける屋外への出口の幅の合計は、その用途に供する部分の床面積が最大の階における床面積100平方メートルにつき60センチメートルの割合で計算した数値以上としなければならない。

2 前項に規定する建築物の避難階に設ける屋外への出口のうち主要なものは、道路(前条第1項又は第2項の規定により、百貨店等の用途に供する部分の床面積の合計に応じ、接しなければならない道路の幅員が定められている場合においては、当該規定に定められた幅員以上のものに限る。)に面して設けなければならない。ただし、当該出口の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障がないときは、この限りでない。

3 前項に規定する主要な屋外への出口の幅の合計は、第1項に規定する幅の合計の2分の1以上としなければならない。

4 百貨店等の用途に供する建築物で、両側に各構えのある主要な屋内の通路の幅は、2.5メートル以上としなければならない。

5 前項に規定する主要な屋内の通路は、避難階にあっては2以上の屋外への出口に、避難階以外

の階にあっては避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段（屋外階段を含む。）に通じさせなければならない。

（出口等の前面空地等）

第36条 百貨店等の用途に供する建築物の屋外への出口（屋外階段を含む。以下この条及び次条において「出口等」という。）が道路に面する場合にあっては、当該出口等と道路境界線との間には、次に定める構造の寄り付き又は空地を設けなければならない。

（1）道路に沿う間口（寄り付き又は空地の幅をいう。）は、当該出口等の幅（屋外階段にあっては、その幅の2分の1）の2倍以上とすること。

（2）道路境界線からの距離は、当該出口等の幅の2分の1以上（その数値が1メートル未満となる場合は、1メートル以上）とすること。

2 前項に規定するもののほか、マーケットの用途に供する建築物の客用の出口等は、道路境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。

（敷地内の通路）

第37条 敷地内には、百貨店等の用途に供する建築物の避難階に設ける出口等から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる通路を設けなければならない。

2 前項の通路の幅員は、1.5メートル以上とし、その通路に通ずる出口等を使用する百貨店等の用途に供する部分の床面積の合計が最大の階において、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるときは、その超える床面積100平方メートルにつき10センチメートルの割合で計算した数値を加算した幅員（その幅員が4メートルを超える場合は、4メートル）以上としなければならない。この場合において、1の通路が2以上の通路（それぞれの幅員が1.5メートル以上のものに限る。）に分かれるときは、それらの幅員の和を1の通路の幅員として適用することができる。

3 前項の規定にかかわらず、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物における第1項の通路の幅員は、90センチメートル以上とする。

（屋上広場）

第38条 百貨店等（その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものに限る。）の用途に供する建築物の5階以上の階を売場の用途に供する場合においては、次に定める屋上広場を設けなければならない。

（1）屋上広場の面積は、5階以上の階のうち床面積（売場の用途に供する部分に限る。）が最大の階における床面積の4分の1以上とすること。

(2) 屋上広場には、避難上障害となるような工作物、建築設備その他これらに類するものを設けないこと。

(マーケットの売場に附属する住戸)

第39条 マーケットの用途に供する木造建築物等（耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物を除く。）に住戸を設ける場合においては、次に定めるところによらなければならない。

- (1) それぞれの住戸は、屋外に直接面すること。
- (2) 2階以上に設ける住戸を背合せとしないこと。
- (3) 各戸専用の屋外に通ずる出口を設けること。

2 マーケットの用途に供する建築物の住戸については、その部分を共同住宅の用途に供する建築物とみなして、第21条、第23条及び第27条の規定を準用する。

第7節 興行場等

(敷地と道路との関係)

第40条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場、公会堂その他これらに類するもの（以下この節において「興行場等」という。）の用途に供する建築物の敷地は、その客席の床面積の合計に応じ、敷地の外周の長さの7分の1以上が、次の表に掲げる幅員の道路に接しなければならない。

客席の床面積の合計	道路の幅員
200平方メートル以内のもの	4メートル以上
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	5メートル以上
300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	8メートル以上
600平方メートルを超えるもの	10メートル以上

2 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物の敷地の外周の長さの3分の1以上が2以上の道路に接し、かつ、その建築物の客用の屋外への出口（屋外階段を含む。以下この節において「出口等」という。）がそれぞれの道路に面している場合における当該道路の幅員は、その客席の床面積の合計に応じ、次の表によることができる。

客席の床面積の合計	道路の幅員	
	1の道路	他の道路
300平方メートル以内のもの	5メートル以上	4メートル以上
300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	6メートル以上	

の		
600平方メートルを超えるもの	8メートル以上	6メートル以上

3 前2項の規定は、建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、市長が安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。

(出口等)

第41条 興行場等（屋外観覧場を除く。以下この条及び第46条において同じ。）の用途に供する建築物の出口等の幅は、1.2メートル以上とし、その幅の合計は、その出口等を使用して避難する客席の床面積が最大の階における当該客席の床面積の合計10平方メートルにつき17センチメートルの割合で計算した数値以上としなければならない。ただし、客席のいすが床に固定されている場合における当該出口等の幅の合計は、そのいす（長いすにあつては、その長いすの幅を40センチメートルで除した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）を1席とする。）の席数の合計に0.8センチメートルを乗じて得た数値以上とすることができる。

2 前項に規定する建築物の出口等のうち、避難階に設ける主要なものは、道路（前条第1項又は第2項の規定により、興行場等の用途に供する部分の床面積の合計に応じ、接しなければならない道路の幅員が定められている場合においては、当該規定に定められた幅員以上のものに限る。）に面して設けなければならない。ただし、当該出口等の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障がないときは、この限りでない。

3 前項に規定する主要な出口等の幅の合計は、第1項に規定する幅の合計の2分の1以上としなければならない。

4 第1項の出口等には段を設けてはならない。

(出口等の前面空地等)

第42条 興行場等の用途に供する建築物の主要な出口等と道路境界線との間には、その客席の床面積の合計に応じ、次の表に掲げる間口（空地の幅をいう。）及び奥行（道路境界線からの距離をいう。）を有する空地を設けなければならない。

客席の床面積の合計	間口	奥行
300平方メートル以内のもの	当該出口等の幅（屋	2メートル以上
300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	外階段にあつてはその幅の2分の1）の	3メートル以上
600平方メートルを超えるもの	2倍以上	4メートル以上

2 興行場等の用途に供する建築物の特定主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造の場合にあっては、前項の空地に相当する部分に次に定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造の寄り付きとすることができる。

(1) 内法(のり)の高さは、3メートル以上とすること。

(2) 主要構造部は、耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

(3) 通行上支障がある位置に柱、壁その他これらに類するものを設けないこと。

3 興行場等の用途に供する建築物の道路に面して設ける出口等は、第1項に規定する場合を除き、道路境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。

(敷地内の通路)

第43条 敷地内には、興行場等の用途に供する建築物の出口等から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる通路を設けなければならない。

2 前項の通路の幅員は、1.5メートル以上とし、その通路に通ずる出口等を使用する客席の床面積の合計が最大の階において、当該客席の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは、その超える床面積100平方メートルにつき25センチメートルの割合で計算した数値を加算した幅員(その幅員が4メートルを超える場合は、4メートル)以上としなければならない。この場合において、1の通路が2以上の通路(それぞれの幅員が1.5メートル以上のものに限る。)に分かれるときは、それらの幅員の和を1の通路の幅員として適用することができる。

3 前項の規定にかかわらず、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物における第1項の通路の幅員は、90センチメートル以上とする。

4 第1項の敷地内の通路には、3段以下の段を設けてはならない。

(客席等の構造)

第44条 興行場等の客席の段床の床幅は80センチメートル以上とし、前段との高さの差は50センチメートル以下としなければならない。ただし、当該客席の前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けた場合においては、前段との高さの差は50センチメートルを超えることができる。

2 主階より上の階の客席の前面には、高さ75センチメートル以上の堅固な手すりを設けなければならない。

3 客席に設ける通路は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 段を設けないこと。

(2) こう配は、10分の1（滑り止めを設けた場合は、8分の1）以下とすること。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ず同項の通路のこう配を8分の1以下とすることができな

い場合において、段の高さを21センチメートル以下としたときは、同項の規定は適用しない。

- 5 興行場等の客席の段床を縦断する通路で、高さ4.5メートルを超えるものにあつては、高さ4.5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上のずい道その他これに類するものを設け、これを廊下若しくは広間の類又は階段に通じさせなければならない。

(客席の出口)

第45条 興行場等の客席から廊下又は広間の類に通ずる出口は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 幅は、1.2メートル以上とし、その幅の合計は、その出口を使用して避難する客席の床面積10平方メートルにつき17センチメートルの割合で計算した数値以上とすること。ただし、客席のいすが床に固定されている場合における当該幅の合計は、そのいす（長いすにあつては、その長いすの幅を40センチメートルで除した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）を1席とする。）の席数の合計に0.8センチメートルを乗じて得た数値以上とすることができる。

- (2) 段を設けないこと。

(廊下及び広間の類)

第46条 興行場等の用途に供する建築物の各階には、客席の両側（次の各号のいずれかに該当する場合にあつては片側）及び後方に廊下又は広間の類を設け、かつ、それらを互いに通じさせなければならない。ただし、客席から避難上有効に廊下又は広間の類に通ずるずい道その他これに類するものを設けた場合においては、この限りでない。

- (1) 客席が避難階にあり、かつ、客席の側面に設ける出口が直接道路若しくは幅員3メートル以上の敷地内の通路又は公園若しくは広場の類に避難上有効に接しているとき。

- (2) 客席の床面積が200平方メートル（特定主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造の建築物にあつては300平方メートル。ただし、地階にあつては100平方メートル）以下のとき。

- 2 客席（地階にあるものを除く。）の床面積が100平方メートル以下で、避難上有効な位置に出口を設けた場合で、安全上支障がないときは、前項の規定は適用しない。

- 3 第1項の廊下又は広間の類は、客席と混用されないように壁で区画しなければならない。

- 4 第1項の廊下又は広間の類の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 幅は、1.3メートル以上とし、各階においてこれを使用する客席の床面積の合計が400平方メートルを超えるときは、その超える床面積100平方メートルにつき17センチメートルの割合で計算した数値を加算した数値以上とすること。

- (2) 3段以下の段を設けないこと。
- (3) こう配は、10分の1（滑り止めを設けた場合は、8分の1）以下とすること。

（構造）

第47条 興行場等の用途に供する建築物の客用の階段は、次に定める構造としなければならない。

- (1) 各階における客用の階段の幅は、1.4メートル以上とし、その幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあっては、当該階以下の階）のうちその階段に通ずる客席の床面積が最大の階における客席の床面積の合計10平方メートルにつき17センチメートルの割合で計算した数値以上であること。ただし、客席のいすが床に固定されている場合における当該幅の合計は、そのいす（長いすにあっては、その長いすの幅を40センチメートルで除した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）を1席とする。）の席数の合計に0.8センチメートルを乗じて得た数値以上とすることができる。
 - (2) 回り段を設けないこと。
 - (3) 次項の規定により屋上広場を設けた場合にあつては、客席を有する当該階及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設けること。
 - (4) 主階が避難階以外の階にある興行場等の客用の階段は、これを令第123条の規定による避難階段又は特別避難階段とすること。
- 2 主階を5階以上の階に設ける興行場等の用途に供する建築物で、その5階以上の階の客席の床面積の合計が200平方メートルを超えるものについては、次に定める屋上広場を設けなければならない。
- (1) 屋上広場の面積は、5階以上の階のうち床面積（興行場等の用途に供する部分に限る。）が最大の階における床面積の4分の1以上とすること。
 - (2) 屋上広場には、避難上障害となるような工作物、建築設備その他これらに類するものを設けないこと。
- 3 観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するものの用途に供する建築物で、その用途に供する主階が避難階以外の階にあるものについては、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（令第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。）としなければならない。ただし、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、この限りでない。
- 4 興行場等の用途に供する建築物で、地階に客席を設けるものについては、客席の床面積の合計を200平方メートル以下としなければならない。

5 第3項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(制限の緩和)

第48条 市長が周囲の状況又は建築物の構造若しくは配置により、安全上、防火上、避難上及び衛生上支障がないと認めた場合においては、この節の規定は適用しない。

第8節 公衆浴場

(浴室等の構造)

第49条 公衆浴場の浴室の部分の直上に階がある場合は、浴室の直上の部分の床から下の部分、浴室の直下に階がある場合は、浴室の床から直下の部分の特定主要構造部を耐火構造としなければならない。

(火たき場等の構造)

第50条 公衆浴場の火たき場は、次に定める構造としなければならない。

- (1) 周壁、天井（天井のない場合には屋根）及び床を耐火構造（天井にあつては、令第107条第1号の規定のうち、床に関する規定に該当する構造をいう。）とすること。
- (2) 開口部には、特定防火設備を設けること。
- (3) 天井の高さは、2.1メートル以上とすること。

2 公衆浴場の燃料倉庫又は灰捨場は、次に定める構造としなければならない。

- (1) 主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。
- (2) 開口部には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。

第9節 自動車車庫及び自動車修理工場

(敷地と道路との関係)

第51条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。以下この節において同じ。）の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じ、次の表に掲げる幅員の道路に同表に掲げる長さで接し、かつ、当該接する部分に自動車用の出入口を設けなければならない。

自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員	敷地が道路に接する長さ
--------------------------------	-------	-------------

50平方メートルを超え、150平方メートル以内のもの	4メートル以上	4メートル以上
150平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	5メートル以上	5メートル以上
300平方メートルを超えるもの	6メートル以上	6メートル以上

2 前項の規定にかかわらず、自動車車庫の用途に供する建築物又は当該用途に供する部分を2以上有する敷地が2以上の道路に接し、その敷地の自動車用の出入口がそれぞれ別の道路に接して設けられる場合は、それぞれ別の道路に接する部分に設けられた当該敷地の自動車用の出入口を利用する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計ごとに、それぞれ別の敷地とみなして、同項の規定を適用することができる。

3 自動車車庫の用途に供する建築物の敷地と道路との接する部分に自動車用の出入口を設けた場合で、当該接する部分が次に該当するときは、第1項の規定は適用しない。

(1) 接する部分に沿って、当該道路の反対側の境界線からの水平距離が6メートル以上となる幅員を有する公共の用に供する空地を敷地内に設け、通行の安全に寄与する整備を行ったとき。

(2) 敷地の外周の長さの7分の1以上の長さ（その長さが10メートル未満のときは、10メートル以上の長さ）で接するとき。

(自動車用の出入口)

第52条 自動車車庫又は自動車修理工場の敷地の自動車用の出入口は、次の各号のいずれかの道路に接する部分に設けてはならない。

(1) それぞれの道路（前条第3項の規定に該当する敷地の自動車用の出入口にあつては、同項第1号の規定により設けられる空地を道路の部分とみなす。）の幅員が6メートル以上の交差点又は曲がり角（その内角が120度を超えるものを除く。）から5メートル以内の道路

(2) 踏切から10メートル以内の道路

(3) 縦断こう配が12パーセントを超える道路

(制限の緩和)

第53条 前2条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(1) 市長が周囲の状況及び自動車車庫又は自動車修理工場の規模により通行上支障がないと認めて許可した場合

(2) 消防用自動車の車庫の用途に供する場合

(出入口の前面空地等)

第54条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の自動車用の出入口は、道路境界線（第51条第3項第1号に規定する空地を設けた場合においては、当該空地の敷地側の境界線。以下この条において同じ。）から1メートル以上後退して設けなければならない。ただし、道路境界線から2メートル後退した自動車の車路等の中心線において、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において道路の通行の見通しができる空地又は空間を有する場合は、この限りでない。

2 自動車を昇降させる設備を設ける自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物における当該設備の出入口は、間口（寄り付き又は空地の幅をいう。）及び奥行（道路境界線からの距離をいう。）がそれぞれ6メートル以上（長さ5メートル以下の自動車を昇降させる設備にあつては、5.5メートル以上）の寄り付き又は空地に面して設けなければならない。

3 前2項の規定は、建築物の自動車用の出入口の付近の形態若しくは周囲の状況又は敷地の自動車用の出入口の位置により、市長が通行上及び安全上支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。

（耐火構造等）

第55条 建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する場合で、その用途に供する部分が次の各号のいずれかに該当するときは、その用途に供する部分の主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造としなければならない。

- (1) その用途に供する部分の上に2以上の階があるとき。
- (2) その用途に供する部分の直上階の床面積が100平方メートルを超えるとき。
- (3) その用途に供する部分が避難階以外の階にあるとき。

（設備等）

第56条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物又はその部分の構造又は設備は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第136条の9第1号イに該当する開放的簡易建築物で、令第136条の10第3号の規定に適合するものにあつては、第3号の規定は適用しない。

- (1) 床が地盤面下にある場合においては、外気に通ずる適当な換気設備を設けること。
- (2) 床及び地溝は、耐水材料で造り、かつ、排水設備を設けること。
- (3) 避難階以外の階にある場合においては、自動車用通路又は昇降設備のほか、避難階又は地上に通ずる直通階段又はこれに類する設備を設けること。

（他の用途に供する部分との区画）

第57条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分と他の用途に供する部分との区画は、

次に定めるところによらなければならない。ただし、消防用自動車の車庫の用途に供する部分については、この限りでない。

- (1) 第55条の規定により自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分の主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造としなければならないものにあつては、界壁を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その開口部には特定防火設備を設け、その他のものにあつては、界壁を準耐火構造とし、その開口部には法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。
- (2) 床及び天井には、特殊な用途に供するものでやむを得ないもののほか、開口部を設けないこと。
- (3) 他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口は、自動車車庫又は自動車修理工場の内部に設けないこと。
- (4) 第1号に規定する開口部に設ける法第2条第9号の2ロに規定する防火設備の構造は、令第112条第19項の規定を準用する。

第5章 建築設備

(エレベーターの機械室)

第58条 エレベーターの機械室は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 機械室には、維持管理上有効な位置に照明設備を設けること。
- (2) 非常用エレベーターの機械室とその他のエレベーターの機械室との間仕切りは、耐火構造の壁で区画すること。
- (3) 他の用途に使用しないこと。

(エレベーターのピット)

第59条 エレベーターのピットには、維持管理上有効な照明設備及びタラップを設けなければならない。ただし、維持管理上支障がない場合は、この限りでない。

(小荷物専用昇降機の機械室)

第60条 小荷物専用昇降機の機械室には、維持管理上有効な大きさの専用点検口及び照明設備を設けなければならない。

第6章 雑則

(建築物の特定主要構造部等に関する制限の特例)

第60条の2 令第108条の4第3項の規定に該当する建築物又は同条第4項の規定に該当する建築物及びその防火設備に対する第23条、第29条、第31条第3項、第42条第2項、第46条第1項、第

49条、第50条、第55条、第57条又は第58条の規定の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、当該防火設備の構造は特定防火設備とみなす。

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する制限の特例)

第61条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、第9条、第21条（第39条第2項において準用する場合を含む。）、第22条、第35条第2項、第36条、第37条第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定は、適用しない。

(1) 法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定に基づき認定を受けた建築物

(2) 法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定に基づき許可を受けた建築物

2 法第86条の4の規定に該当する建築物については、第10条、第19条、第20条、第21条第2号（第39条第2項において準用する場合を含む。）、第26条第1項、第30条第1項若しくは第2項、第32条第1項、第39条第1項又は第47条第3項の規定を適用する場合においては、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、同条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する制限の緩和)

第61条の2 令第129条第1項の規定に該当する建築物の階については、第25条（児童福祉施設等を除く。）、第31条第1項（診療所を除く。）、第35条第4項、第44条第5項、第45条第1号又は第46条第1項から第3項まで若しくは第4項第1号の規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の緩和)

第61条の3 令第129条の2第1項の規定に該当する建築物については、第25条（児童福祉施設等を除く。）、第30条第5項、第31条第1項（診療所を除く。）、第35条第1項、第3項若しくは第4項、第38条第1号、第41条第1項若しくは第3項、第44条第5項、第45条第1号、第46条第1項から第3項まで若しくは第4項第1号、第47条第1項第1号（客用の階段の幅の合計に限る。）若しくは第4号、第2項若しくは第4項又は第57条の規定は、適用しない。

(特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する制限の緩和)

第61条の4 法第38条の規定に該当する建築物については、第4条、第5条第1項若しくは第3項、第9条、第10条、第18条から第20条まで、第21条（第39条第2項において準用する場合を含む。）、第22条、第23条（第39条第2項において準用する場合を含む。）、第24条、第25条、第26条第1項、第27条（第39条第2項において準用する場合を含む。）、第28条から第33条まで、第35条か

ら第38条まで、第39条第1項、第41条、第42条第1項若しくは第3項、第43条、第44条（第4項を除く。）、第45条、第46条（第2項を除く。）、第47条、第49条、第50条、第54条第1項若しくは第2項、第55条から第57条まで又は第5章の規定は、市長がその構造方法又は建築材料がこれらの規定に適合するものと同等以上の効力があると認めた場合においては、適用しない。

（仮設建築物に対する制限の緩和）

第62条 市長が、法第85条第6項又は第7項の規定に基づき許可した仮設建築物については、第21条（第39条第2項において準用する場合を含む。）、第23条（第39条第2項において準用する場合を含む。）、第24条、第27条（第39条第2項において準用する場合を含む。）、第28条第1項、第29条、第30条、第32条、第41条第1項から第3項まで、第44条（第4項を除く。）、第45条第1号、第46条（第2項及び第4項第2号を除く。）、第47条、第55条から第57条まで又は前章の規定は、適用しない。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第63条 法第3条第2項の規定により第23条（第39条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第24条、第28条第1項、第29条、第30条（第3項において準用する令第112条第13項に係る部分を除く。）、第32条第1項若しくは第3項、第47条第3項若しくは第5項、第50条（第1項第3号を除く。）、第55条又は第57条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれにも該当する増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項（第3号及び第4号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

- （1） 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。
- （2） 増築又は改築に係る部分が第23条、第24条、第28条第1項、第29条、第30条（第3項において準用する令第112条第13項に係る部分を除く。）、第32条第1項若しくは第3項、第47条第3項若しくは第5項、第50条（第1項第3号を除く。）、第55条又は第57条の規定に適合するものであること。

2 法第3条第2項の規定により第18条、第19条、第26条第1項、第27条（第39条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第2項、第31条（第1項を除く。）、第33条、第35条（第2項及び第4項を除く。）、第38条、第41条（第2項を除く。）、第44条（第4項を除く。）、第45条、第46条（第2項及び第4項第1号を除く。）、第47条（第3項及び第5項を除く。）又は第56条第3号の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれにも該当する増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、

適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分及びその他の部分が、増築又は改築後において、それぞれ令第117条第2項各号のいずれかに掲げる建築物の部分となるものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分が第18条、第19条、第26条第1項、第27条第2項、第31条（第1項を除く。）、第33条、第35条（第2項及び第4項を除く。）、第38条、第41条（第2項を除く。）、第44条（第4項を除く。）、第45条、第46条（第2項及び第4項第1号を除く。）、第47条（第3項及び第5項を除く。）又は第56条第3号の規定に適合するものであること。

3 法第3条第2項の規定により第9条、第18条、第19条、第21条（第39条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第22条、第23条、第26条第1項、第27条第2項、第29条、第30条（第3項（同項において準用する令第112条第13項に係る部分のうち、同項に規定する堅(たて)穴部分が令第120条又は第121条の規定による直通階段に該当する場合に適用されることとなる部分に限る。）及び第4項を除く。）、第31条（第1項を除く。）、第32条第1項若しくは第3項、第33条、第35条（第4項を除く。）、第36条から第38条まで、第41条から第43条まで、第44条（第4項を除く。）、第45条、第46条（第2項及び第4項第1号を除く。）、第47条、第50条（第1項第3号を除く。）、第55条、第56条第3号又は第57条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める範囲内において大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 法第3条第2項の規定により第30条第1項、第2項若しくは第7項（同条第1項及び第2項に係る部分に限る。）、第32条第1項若しくは第3項又は第47条第3項若しくは第5項の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替

(2) 法第3条第2項の規定により第9条、第18条、第19条、第21条、第22条、第26条第1項、第27条第2項、第31条（第1項を除く。）、第33条、第35条（第4項を除く。）、第36条から第38条まで、第41条から第43条まで、第44条（第4項を除く。）、第45条、第46条（第2項及び第4項第1号を除く。）、第47条（第3項及び第5項を除く。）又は第56条第3号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であって、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの

(3) 法第3条第2項の規定により第23条、第29条、第30条第3項（同項において準用する令第112条第13項に係る部分のうち、同項に規定する堅(たて)穴部分が令第120条又は第121条の規定による直通階段に該当する場合に適用されることとなる部分を除く。）、第5項、第6項若し

くは第7項（第30条第3項に係る部分に限る。）、第50条（第1項第3号を除く。）、第55条又は第57条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替

4 法第3条第2項の規定により第18条、第19条、第23条、第24条、第26条第1項、第27条第2項、第28条第1項、第29条、第30条（第3項（同項において準用する令第112条第13項に係る部分に限る。）及び第7項を除く。）、第31条（第1項を除く。）、第32条第1項、第33条、第35条（第2項及び第4項を除く。）、第38条、第41条（第2項を除く。）、第44条（第4項を除く。）、第45条、第46条（第2項及び第4項第1号を除く。）、第47条（第5項を除く。）、第50条（第1項第3号を除く。）、第55条、第56条第3号又は第57条の規定の適用を受けない建築物であつて、これらに規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ当該各号に定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 第23条、第24条、第28条第1項、第29条、第30条（第3項（同項において準用する令第112条第13項に係る部分に限る。）及び第7項を除く。）、第32条第1項、第47条第3項、第50条（第1項第3号を除く。）、第55条又は第57条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 令第109条の8に規定する建築物の部分

(2) 第18条、第19条、第26条第1項、第27条第2項、第31条（第1項を除く。）、第33条、第35条（第2項及び第4項を除く。）、第38条、第41条（第2項を除く。）、第44条（第4項を除く。）、第45条、第46条（第2項及び第4項第1号を除く。）、第47条（第3項及び第5項を除く。）又は第56条第3号に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分

5 法第3条第2項の規定により第25条、第27条第1項、第28条第2項、第31条第1項、第35条第4項、第46条第4項第1号、第56条（第3号を除く。）又は第58条から第60条までの規定の適用を受けない建築物又はその敷地について増築等をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

6 第4項（第18条、第19条、第26条第1項、第27条第2項、第30条第1項若しくは第2項、第31条（第1項を除く。）、第32条第1項、第33条、第35条（第2項及び第4項を除く。）、第38条、

第41条（第2項を除く。）、第44条（第4項を除く。）、第45条、第46条（第2項及び第4項第1号を除く。）、第47条（第5項を除く。）又は第56条第3号に係る部分に限る。）及び前項（第25条、第27条第1項、第28条第2項、第31条第1項、第35条第4項、第46条第4項第1号又は第56条第1号に係る部分に限る。）の規定は、法第3条第2項の規定により第18条、第19条、第25条、第26条第1項、第27条、第28条第2項、第30条第1項若しくは第2項、第31条、第32条第1項、第33条、第35条（第2項を除く。）、第38条、第41条（第2項を除く。）、第44条（第4項を除く。）、第45条、第46条（第2項を除く。）、第47条（第5項を除く。）又は第56条（第2号を除く。）の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第4項中「増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）」とあるのは「用途の変更」と、「第3条第3項」とあるのは「第87条第3項」と、「当該増築等」とあるのは「当該用途の変更」と、前項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「第3条第3項」とあるのは「第87条第3項」と読み替えるものとする。

（手数料）

第63条の2 この条例の規定に基づく許可又は認定の申請に対する審査を行う場合は、別表に定める手数料を徴収する。ただし、法第43条第2項各号の規定による認定又は許可が必要な建築物において、同項各号の国土交通省令で定める基準に定める空地、道又は通路であつて当該認定又は許可の申請に係るものを道路とみなして、第6条第1項、第34条第1項若しくは第2項、第40条第1項若しくは第2項又は第51条の規定を適用した場合にこれらの規定に適合するときは、それぞれの規定に係る別表2の項、7の項、8の項又は16の項の手数料にあつては、この限りでない。

- 2 前項本文の手数料は、申請の際、申請者から徴収する。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 官公署からの申請によるとき。
 - (2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。
- 4 既納の手数料は、還付しない。

（委任）

第64条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第7章 罰則

（罰則）

第65条 第4条、第5条第1項、第6条第1項若しくは第2項、第8条から第10条まで、第18条から第20条まで、第21条（第39条第2項において準用する場合を含む。）、第22条、第23条（第39

条第2項において準用する場合を含む。)、第24条、第25条、第26条第1項、第27条(第39条第2項において準用する場合を含む。)、第29条から第33条まで、第34条第1項、第35条から第38条まで、第39条第1項、第40条第1項、第41条、第42条第1項若しくは第3項、第43条、第44条(第4項を除く。)、第45条、第46条(第2項を除く。)、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条、第54条第1項若しくは第2項、第55条から第57条まで又は第5章の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書に記載された認定建築材料等(型式適合認定に係る型式の建築材料若しくは建築物の部分、構造方法等の認定に係る構造方法を用いる建築物の部分若しくは建築材料又は第61条の4の規定による認定に係る特殊の構造方法を用いる建築物の部分若しくは特殊の建築材料をいう。以下同じ。))の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。))においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者は、500,000円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

附 則 (抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定、第4条及び第5条中共同住宅、寄宿舍、下宿又は養老院の規定並びに第3章第3節の規定は、昭和35年10月1日から施行する。
- 2 川崎市建築基準条例(昭和28年川崎市条例第54号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 この条例施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則 (昭和39年3月30日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年3月28日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和52年12月22日条例第49号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年10月9日条例第33号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(昭和62年11月9日規則第89号で昭和62年11月16日から施行)

附 則 (昭和63年3月29日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年3月26日条例第19号抄)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第2条の規定は、平成5年7月1日から施行する。(平成5年6月24日規則第63号で平成5年6月25日から施行)

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の条例第8条に規定する区域内における建築物については、市長が定める日(平成5年7月1日)までの間、第1条の規定による改正前の条例第8条の規定は、なお効力を有する。(平成5年6月24日規則第64号)

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行(附則第1項ただし書に規定する規定については、当該規定)前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。前項の規定において、なお効力を有することとされる場合における同項に規定する日までの間にした行為に対する同日後における罰則の適用についても、同様とする。

附 則（平成8年3月28日条例第8号）

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）附則第3条に規定する告示があった日から施行する。（平成8年5月10日神奈川県告示第438号）

附 則（平成9年10月4日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定の施行期日は、市長が定める。（平成9年11月7日規則第101号で平成9年11月8日から施行）

附 則（平成11年3月19日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年5月1日から施行する。

（川崎市建築基準条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第2条の規定の施行の際現に建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「旧法」という。）第6条第1項の規定による確認の申請又は旧法第18条第2項の規定による通知がされているものの当該申請又は通知に係る審査については、第2条の規定による改正後の川崎市建築基準条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月21日条例第69号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成13年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（第1条の規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年10月5日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月18日条例第9号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定（第3章を改める部分に限る。）、第1条の改正規定（「並びに法第56条の2第1項」を「及び法第56条の2第1項」に、「区域及び日影時間」を「区域等」に改める部分に限る。）並びに第3章の章名、第7条の見出し及び同条並びに第61条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月24日条例第14号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月24日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第63条の2及び別表の規定は、この条例の施行の日以後にする申請について適用する。

附 則 (平成17年3月24日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成17年5月31日規則第69号で平成17年6月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年9月30日条例第81号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日条例第18号抄)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(川崎市建築基準条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に工事中の建築物(前項の規定による改正前の川崎市建築基準条例第11条各号に掲げるものに限る。)の新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 7 この条例の施行前にした附則第5項の規定による改正前の川崎市建築基準条例(以下この項において「改正前の条例」という。)の規定に違反する行為及び前項においてなお従前の例による

こととされている場合におけるこの条例の施行の日以後にした改正前の条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 7 月 7 日条例第57号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の 2 及び第65条の改正規定並びに次項の規定は、平成27年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月24日条例第27号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第61条の 2 及び第61条の 3 の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月20日条例第19号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 9 月11日条例第60号）

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成30年 9 月14日条例第61号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成30年 9 月14日規則第69号で平成30年 9 月25日から施行）

附 則（令和元年 6 月28日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月15日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月23日条例第18号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月22日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年10月13日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年10月21日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月28日条例第17号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月29日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第63条の2関係）

	区分	金額
1	第6条第2項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき 27,000円
2	第6条第3項の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき 27,000円
3	第6条の2第5項の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき 27,000円
4	第8条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき 27,000円
5	第18条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき 27,000円
6	第20条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき 27,000円
7	第34条第3項の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき 27,000円
8	第40条第3項の規定に基づく建築の許可又は第48条の規定に基づく建築の認定（第40条に係る認定に限る。）の申請に対する審査	1件につき 27,000円
9	第48条の規定に基づく建築の認定（第41条に係る認定に限る。）の申請に対する審査	1件につき 27,000円
10	第48条の規定に基づく建築の認定（第42条に係る認定に限る。）の申請に対する審査	1件につき 27,000円
11	第48条の規定に基づく建築の認定（第43条に係る認定に限る。）の申請に対する審査	1件につき 27,000円

12	第48条の規定に基づく建築の認定(第44条に係る認定に限る。)の申請に対する審査	1件につき	27,000円
13	第48条の規定に基づく建築の認定(第45条に係る認定に限る。)の申請に対する審査	1件につき	27,000円
14	第48条の規定に基づく建築の認定(第46条に係る認定に限る。)の申請に対する審査	1件につき	27,000円
15	第48条の規定に基づく建築の認定(第47条に係る認定に限る。)の申請に対する審査	1件につき	27,000円
16	第53条第1号の規定に基づく建築の許可(第51条に係る許可に限る。)の申請に対する審査	1件につき	27,000円
17	第53条第1号の規定に基づく建築の許可(第52条に係る許可に限る。)の申請に対する審査	1件につき	27,000円
18	第54条第3項の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき	27,000円

備考 1の項、2の項、4の項、7の項、8の項及び16の項の規定にかかわらず、同一の建築物に関して、第6条第2項ただし書若しくは第3項、第8条ただし書、第34条第3項若しくは第40条第3項の規定に基づく建築の許可、第48条の規定に基づく建築の認定(第40条に係る認定に限る。)又は第53条第1号の規定に基づく建築の許可(第51条に係る許可(道路の幅員及び敷地が道路に接する長さに係る部分に限る。)に限る。)のうちいずれか2以上の許可又は認定の申請(第63条の2第1項ただし書の規定により手数料を徴収しないものを除く。)が同時に行われた場合においては、1件の申請が行われたものとみなし、当該申請に対する審査を行う場合の手数料は、1件につき27,000円とする。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、すべての市民が住み慣れた地域社会において安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行い、及び心豊かな生活を送ることができるよう行われる福祉のまちづくりに関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、並びに市の基本方針に基づく施策について定めるとともに、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的推進を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「公共的施設」とは、官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

(市の責任)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施する責務を有する。

2 市は、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、福祉のまちづくりの重要性及び自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、福祉のまちづくりの重要性及び地域社会の一員としての自らの役割を認識し、相

互に協力して福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(協力及び連携)

第6条 市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない。

第2章 福祉のまちづくりの基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、福祉のまちづくりを推進するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的に実施するものとする。

(1) すべての市民が、福祉のまちづくりに関する理解を深めるとともに、積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。

(2) 高齢者、障害者等が、安全かつ快適に利用できるよう施設を相互の連携に配慮して整備すること。

(情報の提供等)

第8条 市は、事業者及び市民に対し、福祉のまちづくりに関する情報の提供、技術的指導又は助言を行うものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、福祉のまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 施設の整備

第1節 公共的施設の整備

(整備基準)

第10条 市長は、公共的施設の構造及び設備等の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設の種類の区分に応じて規則で定める。

(1) 移動等円滑化経路（令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）に関する事項

(2) 敷地内の通路に関する事項

- (3) 出入口に関する事項
- (4) 廊下及び階段に関する事項
- (5) エレベーターに関する事項
- (6) 便所に関する事項
- (7) 駐車場に関する事項
- (8) 標識、案内設備及び案内設備までの経路に関する事項
- (9) 歩道及び公園の園路に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項
(整備基準の遵守)

第11条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下「新築等」という。）をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、整備基準を遵守した場合と同等以上に高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用することができると思われる場合又は規模、構造、地形の状況等により整備基準を遵守することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

(既存施設の整備)

第12条 この条例の施行の際現に存する公共的施設（新築等の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。）を設置し、又は管理する者は、当該既存施設について、整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(維持及び保全)

第13条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させた場合は、当該適合させた部分の機能の維持及び保全に努めなければならない。

(整備基準適合証の交付)

第14条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、市長に対し、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを証する証票（以下「整備基準適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

第2節 指定施設の整備

(事前協議)

第15条 公共的施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「指定施設」という。）の新築等を

しようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。これを変更しようとする場合（規則で定める軽微な変更の場合を除く。）も、同様とする。

（指導又は助言）

第16条 市長は、前条の規定による協議があった場合において、当該協議に係る指定施設の新築等の計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

（工事完了の届出、完了検査等）

第17条 第15条の規定による協議をした者は、当該協議に係る指定施設の新築等の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て、当該指定施設の構造及び設備等に関し市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による検査を行った場合において、第15条の規定により行われた協議の内容と異なると認めるときは、工事完了の届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

（勧告）

第18条 市長は、第15条の規定による協議を行わずに工事に着手した者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、前条第2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、第15条の規定による協議をした者が、当該協議の内容と異なった工事を行った場合で前条第3項に規定する指導又は助言に正当な理由なく従わないときは、当該指導又は助言に従うよう勧告することができる。

（公表）

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（適合状況の報告等）

第20条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるもの（以下「既存指定施設」という。）を設置し、又は管理する者に対し、当該既存指定施設が整備基準に適合しているかどうかの報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る既存指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

（立入調査）

第21条 市長は、第16条から第18条まで、第19条第1項及び前条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させること（以下「立入調査」という。）ができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備

（公共車両等の整備）

第22条 鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供するもの（以下「公共車両等」という。）を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

（公共的工作物の整備）

第23条 公衆電話ボックスその他の不特定かつ多数の者の利用に供する工作物（以下「公共的工作物」という。）を設置し、又は管理する者は、当該公共的工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

（住宅の整備）

第24条 住宅を供給する事業者は、当該供給する住宅について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

2 市民は、その所有する住宅について、居住する者が将来にわたって安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項

（特別特定建築物に追加する特定建築物）

第25条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第6項若しくは第7項の許可を受けた建築物（次条において「応急仮設建築物等」という。）を除く。）とする。

- (1) 学校（令第5条第1号に規定するものを除く。）
- (2) 共同住宅
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定するものを除く。）
- (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（令第5条第11号に規定するものを除く。）

（特別特定建築物等の新築の規模）

第26条 法第14条第3項の条例で定める建築の規模は、新築の場合において、別表の左欄に掲げる特別特定建築物等（特別特定建築物及び前条各号に掲げる特定建築物をいう。以下同じ。）（応急仮設建築物等を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）

第27条 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項（次項に規定する条例対象小規模特別特定建築物（令第10条第2項に規定する条例対象小規模特別特定建築物をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）は、次条から第32条までに定めるところによる。

2 条例対象小規模特別特定建築物について法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第30条まで、第32条及び第33条に定めるところによる。

（階段）

第28条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 踊場に手すりを設けること。
- (2) 主たる階段は、回り階段でないこと。
- (3) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。

2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられて

いる場合には、適用しない。

(便所)

第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(移動等円滑化経路)

第30条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。
- (2) 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。
- (3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。
- (4) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。
 - ア 幅は、140センチメートル以上とすること。
 - イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては、140センチメートル以上とすること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。

(増築等に関する適用範囲)

第31条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条及び第33条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路

(5) 令第17条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設（令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路

（公立小学校等及び特定建築物に関する読替え）

第32条 令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第28条第1項、第29条及び前条の規定（条例対象小規模特別特定建築物にあっては、同条の規定を除く。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

（建築物移動等円滑化基準に関する規定の準用）

第33条 条例対象小規模特別特定建築物の廊下等については令第11条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の階段については令第12条（第6号を除く。）の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の傾斜路については令第13条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の便所については令第14条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の敷地内の通路については令第16条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の駐車場については令第17条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については令第18条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の令第20条第1項及び第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所については同条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の道等から同条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所までの経路については令第21条の規定を準用する。この場合において、令第18条第1項中「次に」とあるのは「第2号又は第3号に」と読み替えるものとし、条例対象小規模特別特定建築物のうち令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物については、令第11条から第14条まで、第16条、第17条第1項及び第18条第1項中「不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第34条 第25条から前条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特

別特定建築物等を円滑に利用できると認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。

(手数料)

第35条 前条の規定に基づく許可の申請に対する審査を行う場合は、1件につき、27,000円の手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、申請の際、申請者から徴収する。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 官公署からの申請によるとき。

(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。

4 既納の手数料は、還付しない。

第5章 雑則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物等（改正後の条例第27条に規定する特別特定建築物等をいう。以下この項において同じ。）の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に規定する建築（用途の変更をして特別特定建築物等にするを含む。）については、改正後の条例第4章の規定は、適用しない。

附 則 (平成30年9月11日条例第60号)

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行の際現に工事中の指定施設（川崎市福祉のまちづくり条例第15条に規定する指定施設をいう。以下同じ。）の新築等（川崎市福祉のまちづくり条例第11条に規定する新築等をいう。以下同じ。）又は第2条の規定の施行の日から令和3年10月30日までに工事に着手する指定施設の新築等については、同条の規定による改正前の条例第22条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和4年10月21日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第26条関係）

特別特定建築物等	建築の規模
学校	床面積の合計2,000 平方メートル未満
病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
診療所（患者の入院施設がないものに限る。）	床面積の合計500平 方メートル以上
集会場又は公会堂	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
公衆浴場	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計1,000 平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
展示場	
ホテル又は旅館	

体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
-----------------------------------	--

川崎市民間保育所施設整備費等補助金交付要綱

平成20年8月1日

20川市こ福第535号市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市が計画し、民間法人等が整備する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所及び第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等のうち小規模保育事業を行う事業所（以下「施設」という。）の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、保育所整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 新設 新たに施設を整備することをいう。
- (2) 増築 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすることをいう。
- (3) 改築 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備をすることをいう。
- (4) 増改築 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに、既存施設の改築整備をすることをいう。
- (5) 一部改築 既存施設の一部に対して改築整備をすることをいう。
- (6) 大規模修繕 既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備することをいう。
- (7) 一般整備 市有地（借地を含む。）又は民有地における新設及び既存施設における増築、改築、増改築、一部改築及び大規模修繕を行うことをいう。
- (8) 防犯対策強化整備 施設の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等、必要な安全対策に係る整備を行うことをいう。
- (9) 防音壁整備 近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所等に対して、防音壁等の防音にかかる整備を行うことをいう。

(補助対象事業者等)

第3条 この要綱において補助の対象となる事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人若しくは社会福祉法人設立及び保育所設置を同時に行うための準備をしている団体で川崎市長（以下「市長」という。）が認めたもの又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人若しくは児童福祉法第56条の8に規定する公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人として市長が指定したものである。ただし、小規模保育事業の場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を運営し、当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を小規模保育事業の連携施設として設定することを前提として施設整備を行う法人とする。
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律

第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の認可を受けている又は認可を受けることを前提として当該幼保連携型認定こども園を構成する、児童福祉施設としての保育を実施する部分の一般整備を行う学校法人とする。

2 前項に規定する法人等において、代表者又は役員のうち暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がある場合は補助対象事業者としないものとする。

(補助対象経費)

第4条 この要綱において補助の対象となる経費は、別表第1に掲げるものとする。

(補助の必要条件)

第5条 補助の対象となる施設は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 設備及び運営は、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第56号)、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例(平成26年川崎市条例第35号)その他本市の定める基準に適合するものであること。

(2) 整備に要する費用について財源措置が確実なものであると市長が認めるもの。

(3) 10年以上継続して運営が確保できるものであると市長が認めるもの。

(補助金額の算定)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる整備の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、対象経費の実支出額が当該各号で算出した本市補助基準額に満たない場合は実支出額とする。

(1) 一般整備、防犯対策強化整備及び防音壁整備(小規模保育事業を除く。) 別表第2に掲げる補助基準額に補助率を乗じて得た額。ただし、別表第1に掲げる対象経費区分のうち「その他」に該当するものについては、市長が必要と認める額とすることができる。

(2) 一般整備(小規模保育事業に限る。) 別表第3に掲げる補助基準額に補助率を乗じて得た額。ただし、別表第1に掲げる対象経費区分のうち「その他」並びに別表第3に掲げる1

(1)「建築工事費」の工事区分のうち「増築・改築・増改築・一部改築」及び「大規模修繕」に該当するものについては、市長が必要と認める額とすることができる。

(端数処理)

第7条 前条の規定により算出した対象経費区分ごとの補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、工事請負契約、設計監理委託契約、設計委託契約及び備品購入契約締結前に、民間保育所施設整備費等補助金交付申請書(第1号様式)により、市長あて申請するものとする。

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する補助の申請があったときは、補助申請について内容審査の上、補助の適否及び補助金額を決定し、申請者に補助金交付指令書(第2号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第10条 市長は、設計及び工事の進捗状況に応じ、実地検査の上、適当と認めた場合に補助金を交付するものとする。また、市長が必要と認めたときは、補助金の一部を前払にて支払うことができる。

- 2 補助金の額は、前条に定める指令書により別途明示するものとする。
- 3 補助金の請求は、交付時期に合わせて行うものとする。

(市内中小企業者への優先発注等)

第11条 補助の決定を受けた者は、工事請負契約、設計監理委託契約及び設計委託契約の締結に際し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者をいう。以下同じ。）による一般競争入札を実施しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札の実施により事業者を決定することができる。ただし、5者以上を指名し、うち市内中小企業者を半数以上としなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる建築工事費及び防音壁整備費に必要な経費の予定価格が100,000,000円以下となる工事請負契約を締結するとき。

- (2) 別表第1に掲げる設計監理費及び設計費に必要な経費の委託契約を締結するとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約により契約を締結することができる。

- (1) 工事請負契約、設計監理委託契約及び設計委託契約等の締結に際し、市長が競争入札に適さないものと認めたとき。

- (2) 備品購入契約及び防犯対策強化整備に係る契約を締結するとき。ただし、1件1,000,000円を超える契約については、原則として、市内中小企業者2者以上から見積書を徴取しなければならない。

- 4 前3項の規定により、市内中小企業者による入札を実施し、又は市内中小企業者から見積書を徴取する場合は、誓約書（第3号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市競争入札参加資格名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に登載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(届出等)

第12条 補助の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、第4号及び第5号に該当する場合は、その理由を付して市長の承認を得なければならない。

- (1) 工事請負契約、設計監理委託契約、設計委託契約及び備品購入契約に係る整備契約手続きを行うとき。

- (2) 工事に着手したとき。

- (3) 工事を完了したとき。

- (4) 事業計画等申請内容に変更が生じたとき。

- (5) 事業を中止し、又は廃止する場合

(補助金の変更交付)

第13条 補助の決定を受けた者は、補助金額に変更が生じる場合、民間保育所施設整備費等補助金変更交付申請書（第4号様式）に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 第9条の規定は、前項の場合において準用する。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助の目的に反して補助金を使用したとき。
- (2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象施設において、政治的活動又は布教活動を行ったとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(財産処分の制限)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けることなく補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は取り壊し（以下「財産処分」という。）てはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間内に財産処分を行うことができる。この場合において、市長は交付した補助金を返納させることができるものとする。

(事業実績報告)

第16条 補助金の交付を受けた者は、当該事業が完成したときは、速やかに実地検査を受けるとともに民間保育所施設整備費等補助金事業実績報告書について（第5号様式）及び発注実績報告書（第6号様式）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、第11条第3項各号に規定する随意契約により契約を締結した場合（第2号ただし書きの場合を除く）は、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第7号様式）も併せて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等通知)

第17条 市長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市民間保育所整備費等補助金交付額決定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額と、第9条に規定する交付の決定の額が同額の場合には、交付額確定通知書による通知は省略することができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（民間保育所施設整備費等補助金）（第9号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行し、適用する。
(川崎市民間保育所施設整備費等補助要綱の廃止)
- 2 「川崎市民間保育所施設整備費等補助要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、適用するものとする。ただし、平成22年4月1日以前に申請のあったものについては、従来の取り扱いをするものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 別表第2の補助基準額に定める建築工事費の新設、増築、改築及び増改築における1㎡あたりの本市補助単価は、この要綱の施行日前から継続する事業の補助金額の決定に係る補助基準額の算定においては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 別表第2の補助基準額に定める土地賃借料の算定について、この要綱の施行日前に第9条の交付の決定及び通知をしたものにおいては、なお従前の例による。
(物価高騰対策等に伴う特例)
- 3 別表第2に定める基準額に係る適用について、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、令和4年度以前の事業実績予定分については、施行日以降の実施となる場合においては、なお従前の例による。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
別表第2 (1)	・ア 1㎡当たりの本市補助単価(310,000円/㎡とする。)に定める補助基準面積(加算面積を含む)を乗じて得た額。	・ア 1㎡当たりの本市補助単価(355,000円/㎡とする。)に定める補助基準面積(加算面積を含む)を乗じて得た額。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年5月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(物価高騰対策等に伴う特例の終了)
- 2 令和5年4月1日に施行した別表第2に定める基準額の読み替えについて、令和6年4月1日以降に実施される事業には適用しないものとする。ただし、令和5年度時点で第9条における交付の決定がされている事業については、前項の適用日以降の実施となる場合においても、なお従前の例による。

別表第1（第4条及び第11条関係）

対象経費区分		内 容
施設整備費	建築工事費	施設整備に必要な工事請負費
	設計監理費	工事施工に直接必要な設計監理費
	設計費	施設整備に必要な基本設計、実施設計、地質調査費
設備整備費	初度調弁費	施設整備に必要な備品購入費。 なお、備品とは、比較的長期間にわたって、その品質や形状を変えることなく、使用、保存できるものをいい、消耗品（一回又は短期間の使用によって消耗するもの）を除く。
	防犯対策強化整備費	非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等必要な安全対策に係る整備費 ただし、当該整備費については、一般整備及び防音壁整備と併せた申請に限る。
	防音壁整備費	防音壁、防音ガラス、防音床等、防音にかかる必要な整備費
土地賃借料		仮設施設整備工事に伴う土地の賃借料
その他	地中障害物の撤去に係る費用や脆弱な地盤を改良するために要する費用等、補助事業者の責に帰さない事由があり、かつ市長が特に必要であると認めたもの。 また、経済対策の臨時交付金等で、市長が特に必要であると認めたもの。	

次の費用は、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他整備費として適当と認められない費用
- (4) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) 防音壁整備事業における、防音に係る整備以外を目的とした整備に要する費用

別表第2（第6条第1項関係）

1 補助基準額

(1) 建築工事費

工事区分	補助基準面積		補助基準額
新 設	定員1人当たりの面積×定員		ア 1㎡当たりの本市補助単価 (310,000円/㎡とする。)に定める 補助基準面積(加算面積を含む)を 乗じて得た額。 イ 公立保育所の民営化を伴う整備の 場合は、左欄に定める面積に5%を 加算して補助基準面積とする。
	定員区分	1人当たり 面積	
	20～30人	9.4㎡	
	31～45人	7.2㎡	
	46～90人	6.2㎡	
	91～120人	6.0㎡	
	121～150人	5.8㎡	
	151～180人	5.6㎡	
	181～210人	5.5㎡	
	211～240人	5.4㎡	
241～270人	5.3㎡		
271人以上	市長が承認 した面積		
低年齢(0・1歳) 児の受入れを促進す るために、乳児室及び ほふく室を整備する 場合の加算面積	30.0㎡		
一時保育事業のため の保育室等を整備 する場合の加算面積	55.8㎡		
地域における子育て 支援のための保育 室等を整備する場 合の加算面積	80.3㎡		
乳幼児健康支援一 時預かり事業(病後児 保育事業)のため の保育室等を整備 する場合の加算面積	1人当たり 面積		
	9.36㎡		
夜間保育所を整備 する場合の加算面積	50㎡		

改築 増改築	新設の場合に準じて算出した面積	<p>ア 新設の場合と同じ。</p> <p>イ 公立保育所の民営化・民設化に関わる整備の場合は、左欄に定める面積に5%を加算して補助基準面積とする。</p> <p>ウ 解体撤去工事・仮設施設整備工事 1㎡当たりの本市補助単価（解体撤去工事は30,000円/㎡、仮設施設整備工事は100,000円/㎡とする。）に実行面積を乗じて得た額を上限とする。</p>
一部改築 増築	新設の場合に準じて算出した面積	<p>ア 新設の場合と同じ</p> <p>イ 解体撤去工事・仮設施設整備工事 1㎡当たりの本市補助単価（解体撤去工事は30,000円/㎡、仮設施設整備工事は100,000円/㎡とする。）に実行面積を乗じて得た額を上限とする。</p> <p>ア、イで算出した額に対して、工事に影響する定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準とする。</p>
大規模 修繕	1施設の総事業費500万円以上のもので、本市の予算の範囲内とする。ただし、国庫補助の内示が得られた事業に限る。	

(2) 設計費

工事区分	補助基準額
新設 増築 改築 増改築 一部改築 大規模修繕	<p>(1) で算出する補助基準額に3.5%を乗じて得た額。 ただし、解体撤去・仮設施設整備に係る費用を除く。</p>

(3) 設計監理費

工事区分	補助基準額
新設 増築 改築 増改築 一部改築 大規模修繕	(1) で算出する補助基準額に1.5%を乗じて得た額。 ただし、解体撤去・仮施設整備に係る費用を除く。

(4) 初度調弁費

工事区分	補助基準額
新設 増築	1人当たりの本市補助単価(45,000円/人とする。)に定員(増築の場合は増加定員)を乗じて得た額。
改築 増改築	1人当たりの本市補助単価(45,000円/人とする。)に定員(増改築の場合は施設整備前の定員)を乗じて得た額の1/2。 増改築の場合は、さらに本市補助単価(45,000円/人とする。)に施設整備により増加した定員を乗じて得た額を加算する。
一部改築	1人当たりの本市補助単価(45,000円/人とする。)に、工事に影響する定員数を整備後の総定員数で除して得た額の1/2。

(5) 土地賃借料

工事区分	補助基準額
増築 改築 増改築 一部改築 大規模修繕	土地賃借料については「民間児童福祉施設土地賃借料助成金交付要綱」に準じて得た額とする。

(6) 防犯対策強化整備事業

工事区分	補助基準額	対象経費
防犯対策強化整備	防犯対策の整備に係る工事費については次の取扱いとし、国庫補助の内示が得られた事業を対象とする。 (1) 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれか低い方の価格を基準に市長が必要と認めた額とする。 ア 公的機関等の見積り イ 工事請負業者2社の見積り ただし、ア、イのいずれかの見積	防犯対策に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とす

	<p>り額が 300,000 円未満の場合は、本事業の対象としない。</p> <p>(2) 非常通報装置等の設置</p> <p>次のいずれか低い方の価格と 1,800,000 円を比較して少ない額を基準とする。</p> <p>ア 公的機関等の見積り</p> <p>イ 工事請負業者 2 社の見積り</p> <p>ただし、ア、イのいずれかの見積り額が 300,000 円未満の場合は、本事業の対象としない。</p>	<p>る費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
--	--	---

(7) 防音壁整備事業

工事区分	補助基準額	対象経費
防音壁 整備	<p>防音壁の整備に係る工事費については次の取扱いとし、国庫補助の内示が得られた事業を対象とする。</p> <p>1 施設あたりの基準額を平成 30 年 5 月 8 日厚生労働省発子第 0508 第 1 号通知別紙「保育所等整備交付金交付要綱」により定める額とし、1 施設の総事業費が 250 万円を超えるものとする。</p>	<p>防音壁整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。)、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

2 補助率

補助基準額の 3 / 4

ただし、別表第 1 の対象経費区分のうち「その他」に該当するものについては、当該補助率及び第 7 条に規定する端数処理によらず、市長が特に必要と認める額を補助することができるものとする。

別表第 3 (第 6 条第 2 項関係)

1 補助基準額

(1) 建築工事費

工事区分	補 助 基 準 額
新 設	107,850,000 円を補助基準額とする。

増築 改築 増改築 一部改築	市長が別に定める基準による額。
大規模 修繕	市長が別に定める基準による額。

(2) 設計費

工事区分	補助基準額
新設 増築 改築 増改築 一部改築 大規模修繕	(1) で算出する補助基準額に3.5%を乗じて得た額

(3) 設計監理費

工事区分	補助基準額
新設 増築 改築 増改築 一部改築 大規模修繕	(1) で算出する補助基準額に1.5%を乗じて得た額。

(4) 初度調弁費

工事区分	補助基準額
新設	1人当たりの本市補助単価(51,000円/人とする。)に定員を乗じて得た額。

(5) 仮設施設整備工事に伴う土地の賃借料

工事区分	補助基準額
増築 改築 増改築 一部改築 大規模修繕	土地賃借料については「民間児童福祉施設土地賃借料助成金交付要綱」に準じて得た額とする。

2 補助率

補助基準額の 3 / 4

ただし、別表第 1 の対象経費区分のうち「その他」並びに別表第 3 の 1 (1) 「建築工事費」のうち工事区分「増築・改築・増改築・一部改築」及び「大規模修繕」に該当するものについては、当該補助率によらず、市長が特に必要と認める額を補助することができるものとする。

川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱

制 定 平成 2 2 年 4 月 1 日（市長決裁）

（目 的）

第 1 条 この要綱は、既存の建築物の改修等により、民間法人等が整備する児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 4 項に規定する保育所、及び第 3 4 条の 1 5 第 2 項に定める家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業の整備に要する費用に対し、予算の範囲内でその改修等に要する費用を補助することにより、保育所整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助対象事業者等）

第 2 条 この要綱において補助の対象となる事業者は、本市が計画し、かつ決定した設置・運営法人等であつて、「保育所の設置認可等について」（平成 1 2 年 3 月 3 0 日児発第 2 9 5 号厚生省児童家庭局長通知）及び「家庭的保育事業等の認可等について」（平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日雇児発 1 2 1 2 第 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の審査基準を満たすもの（政治的な目的のために結成された法人等を除く。）とする。

2 前項に規定する法人等において、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は、補助の対象としないものとする。

（補助対象経費）

第 3 条 この要綱において補助の対象となる経費は、既存の建築物の改修等に必要な費用のうち、別表に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものとする。

（補助の必要条件）

第 4 条 補助の対象となる施設は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- （1）設備及び運営は、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 5 6 号）、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 6 年川崎市条例第 3 5 号）、及び本市の定める基準に適合するものであること。
- （2）整備に要する費用について財源措置が確実なものであると市長が認めるもの。
- （3）1 0 年以上継続して運営が確保できるものであると市長が認めるもの。

(補助金額の算定)

第5条 整備に関わる施設費等補助金額の算出は、別表に定めるもののほか、市長が特に必要と認める額とする。

(端数処理)

第6条 前条の規定により算出した対象経費区分ごとの補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、工事請負契約、設計監理委託契約、設計委託契約及び備品等購入契約締結前に、川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付申請書(第1号様式)により、市長に補助金の申請をするものとする。

(補助の交付決定)

第8条 市長は、補助の申請があったときは、補助申請について内容審査のうえ補助の適否及び金額を決定し、補助金交付指令書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第9条 補助金は、設計及び工事の進捗状況に応じて、現地検査のうえ市長が適当と認めた場合に交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、工事費の一部を前払いにて支払うことができる。

2 補助金の額及び交付時期は、補助金交付指令書により別途明示するものとする。

3 補助金の請求は、前各項で定める交付時期に合わせて行うものとする。

(市内中小企業者への優先発注等)

第10条 補助の決定を受けた者は、工事請負契約、設計監理委託契約及び設計委託契約の締結に際し、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年川崎市規則第7号)第5条第2項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)による一般競争入札を実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札の実施により事業者を決定することができる。ただし、5者以上を指名し、うち市内中小企業者を半数以上としなければならない。

(1) 別表に掲げる施設整備費に必要な経費の予定価格が100,000,000円以下となる工事請負契約を締結するとき。

(2) 別表に掲げる設計監理費及び設計費に必要な経費の委託契約を締結するとき。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約により契約を締結することができる。

(1) 工事請負契約、設計監理委託契約及び設計委託契約の締結に際し、市長が競争入札に適さないものと認めたとき。

(2) 備品等購入契約を締結するとき。ただし、1件1,000,000円を超える契約については、原則として、市内中小企業者2者以上から見積書を徴取しなければならない。

4 前3項の規定により、市内中小企業者による入札を実施し、又は市内中小企業者から見積書を徴取する場合は、誓約書(第3号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に登載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(届け出等)

第11条 補助の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第4号及び第5号に該当する場合は、その理由を付して市長の承認を得なければならない。

(1) 工事請負契約、設計監理委託契約、設計委託契約及び備品等購入契約に係る手続きを行うとき。

(2) 工事に着手したとき。

(3) 工事を完了したとき。

(4) 事業計画等申請内容に変更が生じたとき。

(5) 事業を中止し、又は廃止する場合

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助の目的に反して補助金を使用したとき。

(2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助対象施設において、政治的活動又は布教活動を行ったとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

(財産処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けることなく補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は取り壊し(以下「財産処分」という。)てはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、財産処分を行うことができる。この場合において、市長は交付した補助金を返納させることができるものとする。

(事業実績報告)

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該事業が完成したときは、速やかに実地検査を受けるとともに、民間事業者活用型保育所整備費補助金事業実績報告について(第4号様式)及び発注実績報告書(第5号様式)を市長に提出するものとする。ただし、第10条第3項各号に規定する随意契約により契約を締結した場合(第2号ただし書きの場合を除く)は、入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第6号様式)も併せて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第15条 市長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金額確定通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額と、第8条に規定する交付の決定の額が同額の場合には、補助金額確定通知書による通知は省略することができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第16条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書(民間事業者活用型保育所整備費補助金)(第8号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、こども

未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月12日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月6日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(物価高騰対策に伴う特例)

2 別表に定める基準額に係る規定の適用について、令和5年4月1日から、令和6年3月31日までの間、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
別表（定員20人以上の認可保育所	(1)定員120人以上かつ認可基準を満たす専用の屋外遊戯場を設ける場合 基準額 108,000,000円	(1)定員120人以上かつ認可基準を満たす専用の屋外遊戯場を設ける場合 基準額 123,700,000円

の場合)	(2)定員90人から119人まで かつ認可基準を満たす専用の屋 外遊戯場を設ける場合 基準額 96,000,000円 (3)定員60人以上の場合 基準額 72,000,000円 (4)定員20人から59人までの 場合 基準額 36,000,000円	(2)定員90人から119人まで かつ認可基準を満たす専用の屋 外遊戯場を設ける場合 基準額 110,000,000円 (3)定員60人以上の場合 基準額 82,500,000円 (4)定員20人から59人までの 場合 基準額 41,300,000円
別表(定 員19人 以下の小 規模保育 事業の場 合)	(1)定員16人から19人までの 場合 基準額 32,000,000円 (2)定員11人から15人までの 場合 基準額 23,000,000円 (3)定員6人から10人までの場 合 基準額 15,000,000円	(1)定員16人から19人までの 場合 基準額 36,700,000円 (2)定員11人から15人までの 場合 基準額 26,400,000円 (3)定員6人から10人までの場 合 基準額 17,200,000円

附 則

(施行期日等)

- この要綱は、令和6年5月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(物価高騰対策等に伴う特例の終了)
- 令和5年4月1日に施行した附則を次のとおり改める。附則第2項中「当面の間」を「令和6年3月31日までの間」に改める。

別表(第3条、第5条及び第10条関係)

(定員20人以上の認可保育所の場合)

補助対象経費	施設整備費、設計監理費、設計費、備品等に必要な経費 ※備品等に必要な経費については、45,000円に定員分を乗じた額を 対象経費上限額とする。 ※用地費、区分所有権購入費、保証金、敷金、消耗品費(一回又は短 期間の使用によって消耗するもの)等は対象外とする。
--------	---

補 助 額	市長が認めた対象経費（当該金額が次の基準額を超える場合は、基準額）に4分の3を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
	(1)定員120人以上かつ認可基準を満たす専用の屋外遊戯場を設ける場合 基準額 108,000,000円
	(2)定員90人から119人までかつ認可基準を満たす専用の屋外遊戯場を設ける場合 基準額 96,000,000円
	(3)定員60人以上の場合 基準額 72,000,000円
	(4)定員20人から59人までの場合 基準額 36,000,000円

(定員19人以下の小規模保育事業の場合)

補助対象経費	施設整備費、設計監理費、設計費、整備期間中賃借料（4か月分を限度とする。）、備品等に必要な経費 ※用地費、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品（一回又は短期間の使用によって消耗するもの）等は対象外とする。
補 助 額	市長が認めた対象経費（当該金額が次の基準額を超える場合は、基準額）に4分の3を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (1)定員16人から19人までの場合 基準額 32,000,000円 (2)定員11人から15人までの場合 基準額 23,000,000円 (3)定員6人から10人までの場合 基準額 15,000,000円

次の費用は、補助の対象としない。

- (1)土地の買収に要する費用
- (2)造成工事に要する費用
- (3)職員の宿舎に要する費用
- (4)その他整備費として適当と認められない費用

川崎市民間保育所整備期間土地借地料補助要綱

制 定 平成24年4月1日（市長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、土地を賃借して、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項による認可を受けた保育所及び第34条の15第2項による認可を受けた家庭的保育事業のうち小規模保育事業を行う事業所（以下「保育所等」という。）を設置するにあたり、保育所等の開設前の整備期間に要する土地の賃借に係る経費を対象として、予算の範囲内において補助金を交付することにより、保育所等の整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助対象事業者）

第2条 補助の交付対象者は、川崎市が計画し、設置・運営法人等として決定した次のいずれかに該当する者とする。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人若しくは社会福祉法人設立及び保育所設置を同時に行うための準備をしている団体（以下「準備団体」という。）で市長が認めたもの又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人

(2) 小規模保育事業を行う事業所の施設整備を行う、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を運営している法人

(3) 前号に規定する幼保連携型認定こども園の認可を受けている、又は認可を受けることを前提として整備を行う場合であって、幼保連携型認定こども園を構成する児童福祉施設としての保育を実施する部分の施設整備を行う学校法人

2 前項に規定する法人等において、代表者又は役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は、補助の対象としないものとする。

（補助対象経費）

第3条 補助金の対象経費は、保育所等の開設前の整備期間に要する土地の賃借に係る経費を対象とする。

（補助対象期間及び補助金交付額）

第4条 補助対象期間は、12か月を限度とし、保育所等の開設前の整備期間として実際に要する期間（1か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間）とし、補助金交付額は、第2条に規定する補助対象事業者と土地所有者が締結した契約における当該施設の補助対象期間に係る賃借料の所要額と、別表第1又は別表第2にそれぞれ規定する基準面積に補助基準単価及び補助対象期間を乗じて得られた補助基準額（12か月未満の場合は、補助基準額を12で除した額に月数を乗じた額とする。）を比較して少ない額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、実借地面積が別表により算定された基準面積より小さい場合は、実借地面積を基準面積とす

る。

(交付申請)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付申請を行うときは、川崎市民間保育所整備期間土地借地料補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 補助対象事業者は、前項の規定による申請の内容を変更する場合は、川崎市民間保育所整備期間土地借地料補助金変更交付申請書（第2号様式）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定及び決定通知)

第6条 市長は、前条に定める補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに申請者宛て通知するものとする。

2 前項の通知は、交付することを決定したときには、川崎市民間保育所整備期間土地借地料補助金交付決定通知書（第3号様式）により、交付しないことを決定したときには、川崎市民間保育所整備期間土地借地料補助金不交付決定通知書（第4号様式）により行う。

(補助内容の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(状況報告)

第8条 市長は、補助事業の円滑な遂行を図るため、その実施状況について、補助金の交付決定を受けた者に対し報告を求めることができる。

(決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、この補助金の交付を受けた者に対し返還を命ずるものとする。

(事業実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したとき又は補助事業の中止の承認を受けたときは、その日から30日以内に、川崎市民間保育所整備期間土地借地料補助金事業実績報告書（第5号様式）により、事業の実績を市長に報告しなければならない。

(書類の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

保育所又は幼保連携型認定こども園の保育を実施する部分の施設整備を行う場合の算定

基準面積	補助基準単価（㎡あたり年間）
定員1人あたり12㎡×定員数	当該用地の路線価÷0.8×3%

- ※一時保育事業を実施する場合はその定員数を加算する。
- ※地域子育て支援センター事業を実施する場合は基準面積に80.3㎡を加算する。
- ※乳幼児健康支援一時預かり事業を実施する場合は、定員1人あたり9.36㎡を加算する。
- ※算出の根拠となる路線価は、補助対象期間の開始日の前年9月1日時点の価格とする。

別表第2（第4条関係）

小規模保育事業を行う事業所の施設整備を行う場合の算定

基準面積	補助基準単価（㎡あたり年間）
7㎡×定員数+3.3㎡×2歳児以上定員数	当該用地の路線価÷0.8×3%

- ※算出の根拠となる路線価は、補助対象期間の開始日の前年9月1日時点の価格とする。

川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助要綱

制 定 平成22年4月1日（市長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、不動産を賃借して、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に定める民間保育所（以下「保育所」という。）を設置するにあたり、保育所の整備期間に要する賃借に係る経費を対象として、予算の範囲内において民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育所の整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第2条 この要綱において補助の対象者は、本市が計画し、かつ決定した保育所の設置・運営法人等であつて、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）の審査基準を満たす者（政治的目的のために結成された法人等を除く。）とする。

2 前項に規定する法人等において、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は、補助の対象としないものとする。

（補助対象経費）

第3条 この補助金の対象経費は、保育所の開設前の整備期間において園舎等（当該園舎に付帯し園庭として使用する土地及び設備等で賃借にあたり不可分と判断されるものを含む。）の整備物件等を賃借する場合に、これに要する経費とする。

（補助対象期間及び補助金交付額）

第4条 定員が60名以上の保育所にあつては、補助対象期間は6か月を限度として実際に要する期間（1か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間）とし、補助金交付額は、第2条に規定する補助対象者と施設の所有者が締結した契約における当該施設の補助対象期間における賃借料の所要額と、別表第1の「基準面積」に「補助基準単価」及び補助対象期間を乗じて得られた補助基準額とを比較して少ない額とする。ただし、交付にあたっては1,000円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 定員が60名未満の保育所にあつては、補助対象期間は4か月を限度として実際に要する期間（1か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間）とし、補助金交付額は、第2条に規定する補助対象者と施設の所有者が締結した契約にお

ける当該施設の補助対象期間における賃借料の所要額と、別表第2の「補助基準単価」に補助対象期間を乗じて得られた補助基準額とを比較して少ない額とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項の申請の内容を変更する場合は、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金変更交付申請書（第2号様式）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定及び決定通知)

第6条 市長は、前条に定める補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに申請者宛て通知するものとする。

2 前項の通知は、交付することを決定したときには、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金交付決定通知書（第3号様式）により、交付しないことを決定したときには、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金不交付決定通知書（第4号様式）により行う。

(補助内容の変更等)

第7条 この補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(状況報告)

第8条 市長は、補助事業の円滑な遂行を図るため、その実施状況について、この補助金の交付を受けた者に対し報告を求めることができる。

(決定の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当したときは、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときには、期限を定め、この補助金の交付を受けた者に対し返還を命ずるものとする。

(事業実績報告)

第11条 この補助金の交付を受けた者は、事業が完了したとき又は補助事業の中止の承認を受けたときは、速やかに実地検査を受けるとともに、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）により、事業の実績を市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定等通知)

第12条 市長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金額確定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額と、第6条第1項に規定する交付の決定の額が同額の場合には、賃借料補助金額確定通知書による通知は省略することができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合は、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(書類の整備等)

第14条 この補助金の交付を受けた者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

項目	基準面積	補助基準単価
園舎（付帯設備を含む。）	附表に定める補助基準面積の範囲内で実際に要する面積とする。	月額 1㎡当り 1,300円
園庭	園舎に附帯し、賃貸借契約上、密接不可分であって、認可基準を満たす園庭について、2歳以上定員数に6.6㎡を乗じた面積と実園庭面積のうち、小さい方の面積とする。	同上

別表第2（第4条関係）

補助基準単価
月額 451,500円

附表（第4条関係）

補助基準面積	
基本面積+加算面積	
基本面積	
定員区別の1人当り面積×定員	
定員区分	1人当り面積
60～90人	7.4㎡
91～120人	7.2㎡
121～150人	7.0㎡
151～180人	6.7㎡
181～210人	6.6㎡
211～240人	6.5㎡
241～270人	6.4㎡
271人以上	市長が承認した面積
加算面積	
低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積	36.0㎡
一時保育室併設加算面積	67.0㎡
地域子育て支援センター併設加算面積	80.3㎡